

2013 (平成 25) 年度
法務研究科 法務専攻 (法科大学院) S 日程 入学試験問題
「小論文」
(120 分)

注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。

- 【問題】別紙の新聞記事を読んで、設問(α)、(β)に答えてください。なお、記事中に出てくる人物、高島宗一郎さんをAさん、平田元秀さんをBさん、弘兼憲史さんをCさんとします。
- (α)Aさん、Bさん、Cさん、それぞれの意見を簡潔にまとめ、それぞれの共通点と相違点を解答用紙20行以内で述べなさい。
- (β)前問で述べたことを踏まえて、あなたの意見を具体例を挙げながら述べなさい。

文書

配付された別紙をご覧ください。

(出典：「耕論『禁酒令』は妥当か」朝日新聞 2012 年 6 月 19 日朝刊 15 頁)

入試日程 S 日程 出題科目名 小論文

1. 出題の意図

新聞記事を題材とした小論文試験です。記事中に取り上げられている話題は、公務員の私生活における自由、すなわち、勤務時間外の活動に関する自己決定の自由の範囲と、国あるいは地方自治体の規律権限がどこまで及ぶかという内容のものです。いずれも、個人の自由というものが、それが憲法上のものであれ、法律上のものであれ、問題となってきます。民間会社の社員の不祥事に対する市民の反応と、公務員の不祥事に対する市民の反応とを比較すると、概して、後者に対する非難のほうが強いことが多いですが、その原因や背景は何に由来するのでしょうか。民間会社の社員の仕事・私生活に対して市民が期待するイメージと、公務員の仕事・プライベートタイムに対する市民の期待の差異に、おそらく原因があると思われます。

形式論からすれば、会社員の私生活も、公務員の私生活も、同程度に自由でいいというのが平等な発想ですが、一般の市民は公務員に対して、別個の基準を求めているように思われます。つまり、公務員は、普通の会社員より、少し厳格な倫理規範を求められてしまうという現実があるようです。そうであるとしても、公務員の私生活の自由を必要以上に制約することにはどのような問題があるのか、これが、本問を解答する際の、中心議題となるでしょう。公務員が、自己の所属する公的機関から規律を受けてしかるべき事項は何か、さらには、規律を受けてしかるべき事項であっても、その規律方法・手段が適切・妥当であることはなぜ必要なのかを、考えてもらう問題です。視点を変えれば、会社員も公務員も、飲酒運転という違法行為をしない義務は、当然に負っているわけです。

新聞記事の中にあるそれぞれの見解を参考にし、自己の意見、論証を構成していく能力が試されています。

2. 講評

行政機関の長が行政職員に対して、勤務時間外の飲酒を自粛するよう要請することは、行政機関の公的な権限行使として、適切なものといえるかが、まず問題となります。また、行政職員の立場からみたととき、私的な時間に、合法とされる範囲での飲酒をなすことは、憲法上の自由の視点からみれば、尊重されなければならないこととなります。公務員としてふさわしい仕事をする上で、自動車運転前の飲酒を法律により禁じられるにとどまらず、私的時間における一切の禁酒を求められるというのは、いささか行き過ぎた規律と見えると同時に、全面禁酒で確かに飲酒を原因とする不祥事が減少するとしても、そのことが必然的に、その自治体の公務の質、内容の向上に明らかに役立つとも限りません。

以上のことを前提に、Aさん、Bさん、Cさんの各見解の共通点、相違点を比較する論述は、一通り整理できている答案が多かったです。ただ、Bさんの主張と、Cさんの主張の理論構成の相違には少し注意が必要です。一方、自己の意見を、具体例を挙げながら論じるという課題に関しましては、その具体例の選択が、やや適切でなかったり、具体例と別紙の新聞記事との対応、および、具体例と記事の中心話題との対応がいささか不明瞭であったりする答案が見受けられま

した。自己の見解の論証という作業については、①課題文の正確な理解、②自己の主張に援用できる思考枠組みは何かを明示、③対立する思考枠組みの呈示、④対立する思考枠組みより自己の論理構成の方が優越していることの証明、の手順が少なくとも不可欠かと思われます。